

第6回府中市障害福祉計画検討協議会 会議録

■ 日 時：平成18年11月8日（水） 午後4時00分～6時00分

■ 場 所：府中市役所 北庁舎3階 第6会議室

■ 出席者：（敬称略）

<委員>

丸山一郎、於保真理、正田達夫、原田美江子、雛倉佳代子、山内一也、
望月友子、西城智、佐藤一幸、西海洋一、津山信夫、千葉俊之

<事務局>

福祉保健部次長・障害者福祉課長
障害者福祉課長補佐・志摩主事・大木主事
株式会社生活構造研究所・柏木

■ 議 事 1 開会

2 議題

(1) 会議録について

(2) 事業の見直しの提案について

(3) 府中市障害福祉計画検討協議会報告書（案）について

(4) 次回日程について

■ 資 料 資料1 第5回府中市障害者福祉計画検討協議会会議録（案）

資料2 地域生活支援事業について（第4回会議資料再配布）

資料3 府中市障害福祉計画検討協議会報告書（案）

1 開会

事務局：松村委員、井上委員から欠席のご連絡をいただいています。

会長：傍聴を希望されている方がいらっしゃいます。よろしいですか。

(委員了承、傍聴者の入場)

2 議題

(1) 会議録について

会長：会議録の確認について、事務局から説明をお願いします。

事務局：よろしければ資料1「第5回府中市障害者福祉計画検討協議会会議録(案)」を公表したいと思いますが、いかがですか。

会長：お気づきの点があれば、途中でもご意見をいただきたいと思います。

(委員了承)

(2) 事業の見直しの提案について

会長：今回の資料3「府中市障害福祉計画検討協議会報告書(案)」の基本理念は、於保副会長に書いていただきました。報告書案を書く上で、重要なポイントは「充実すべき事業、サービスは何か」ということです。しかし、財源の面もあるので、削らなければいけない事業もあると思います。資料2「地域生活支援事業について」には、市の単独事業が記載されていますが、この中から充実すべき事業、削らなければいけない事業を選びたいと思います。資料2の事業は、事業ごとに対象となる障害種別が異なるので、その対象を拡大することも考えられます。「3 心身障害者福祉タクシー事業費」、「22 心身障害者自動車ガソリン等費用助成事業費」は、対象者が身体障害者、知的障害者に限られていますが、私は精神障害者も含めるべきだと考えています。しかし、これでは多くの財源が必要になるので、この2つの事業には所得制限や回数制限を設けるとともに、金額等の見直しの必要があると考えています。「4 車いす福祉タクシー事業費」は、車いすを利用している方を対象としています。しかし、このような事業は高齢者分野でもあると思いますので、高齢者分野と合体できれば良いと考えています。「6 障害者(児)休養事業費」は、宿泊料の助成をしていますが、食事代が含まれているようであれば、削るべきだと考えています。「11 心身障害者住宅費助成事業費」は、対象者に精神障害者が含まれていませんが、所得制限を設けた上で、精神障害者も対象に含めるべきだと考えています。

「14 自立促進機器助成事業費」は、就労の面などで必要としている人が多いと思いますので、対象者が身体障害者のみとなっていますが、知的障害者、精神障害者も含めるべきだと考えています。また、この事業は就労促進として考えるべきです。

「16 知的障害者雇用事業費」は、現在、府中市が雇用している知的障害者は15人

おり、必要な費用を福祉サイドで出しているようです。このような費用は福祉サイドが出すべきでなく、府中市の職員を雇用する費用で出すべきだと考えています。

「23 身体障害者三輪自転車購入費助成事業費」は、古い手漕ぎの三輪車のことですが、ニーズがないと思いますし、平成 17 年度の実績もないので、必要のないと考えています。「24 身体障害者等手帳診断料助成事業費」は、金額等を見直し、対象者をすべての手帳を必要としている方に広げるべきだと考えています。

委員：ある程度の所得の方には、利用を抑えていただくことは賛成です。「14 自立促進機器助成事業費」は、パソコンなどを助成するだけでなく、就労などにつながるように技術指導なども一体的に行うべきだと思います。

会長：「3 心身障害者福祉タクシー事業費」について、何かご意見はありますか。

委員：「3 心身障害者福祉タクシー事業費」に所得制限を設けるといっていますが、ご家族の所得を含めて考えるのではなく、本人の所得で考えるべきです。

会長：所得制限は、本人の所得で考えたいと思います。

委員：所得制限を設けることは反対です。親亡き後など、将来のために預金をしている方もいます。

会長：所得制限を設けるラインがポイントになります。現在、所得制限はいくらで設けているのですか。

事務局：例をあげると、住宅費助成は 193.2 千円です。

委員：パニック障害の方などは電車に乗れないので、タクシー券を支給して欲しいと思います。

会長：その場合は、所得制限を設ける必要があると思いますか。

委員：将来ために使えるお金があるという前提のもとで考えて欲しいと思います。

会長：全員に支給したいというのは当然ですが、財源の問題もあります。

委員：一般の平均年収は 500 万円程度だと思いますが、どこに基準を設けるのですか。

会長：将来のためにお金を使えるということを基準に考えたいと思います。「3 心身障害者福祉タクシー事業費」、「22 心身障害者自動車ガソリン等費用助成事業費」の対象者に、精神障害者も含めるという件については、皆さんから賛成をいただいてよろしいでしょうか。

委員：所得 750 万円以上程度を想定しているのでしょうか。

委員：所得 750 万円以上の方はほとんどいないと思います。

会長：しかし、埼玉県では手当を所得 700 万円以上の方に支給しないことにしたのですが、1 億円減ったという例もあります。

委員：精神障害者への手当は、9 月に都議会で否決されました。

会長：今は、市の単独事業について議論しています。手当については、後で議論したいと思います。

委員：「14 自立促進機器助成事業費」は拡大して欲しいと思います。現在は、14 万円の半分の 7 万円を助成するというのですが、7 万円を自分で負担できない方もいま

す。現在、一般就労をするためには、ワード、エクセル等が必須となっています。中古品のリサイクルということでも良いと思うので、検討して欲しいと思います。

委員：レスポワール工房でパソコンの講習会を実施していますが、「14 自立促進機器助成事業費」の対象者に精神障害者が含まれていないので、含めて欲しいと思います。

会長：「14 自立促進機器助成事業費」は対象を拡大するとともに、他の事業と連携をとりながら進めて欲しいという提案をします。

委員：「16 知的障害者雇用事業費」は、雇用率の達成との関係もありますので、地域生活支援事業として実施するのではなく、市が通常に職員を雇用する中で考えて欲しいと思います。

会長：福祉的サービスの中ではなくて、通常の雇用で実施して欲しいと思います。

委員：府中駅には一もに一ができた時に精神障害者は雇用されませんでした。

会長：精神障害者の雇用については、積極的に報告書に書く必要があります。

委員：「27 精神障害者地域生活支援センター事業費」は、内容が「精神障害者の相談・情報提供」となっていますが、精神障害者の支援は障害者本人、その家族を含め支援をすることが重要です。また、相談窓口には医学・心理学の専門家がいて、障害者本人だけでなく、その家族や地域の方からの相談も受けて欲しいと思います。

会長：「27 精神障害者地域生活支援センター事業費」をもっと充実したほうが良いという意見であると思います。他に見直すべき事業について意見はありますか。

委員：地域生活支援センター「みーな」で、就労支援を実施していますが、資料2に記載がないのは何故ですか。この事業は、東京都が850万円、府中市が850万円出して、実施していると思います。

事務局：資料2には市の単独事業についてのみ記載しています。

(3) 府中市障害福祉計画検討協議会報告書(案)について

会長：資料3「府中市障害福祉計画検討協議会報告書(案)」は骨子案になります。第3部が「障害福祉計画の理念と考え方」になり、その考え方を踏まえ、厚生労働省が示したサービスの見込量を第4部で書きます。第6部は「障害者計画の見直しに向けた課題」です。今回策定する「障害福祉計画」は、「障害者計画」の一部となりますので、本協議会で議論はしたが「障害者計画」に書かれるべき内容については第6部に提案として書きます。

委員：厚生労働省は、社会的入院の状態にある精神障害者が全国で7万人いて、この方々を地域に戻すということを言っていますが、これは東京都でみると3~4千人になります。しかし、地域の中に受け皿があるとは思えないので、作業所や授産施設等を増やして欲しいと思います。

会長：提案したいと思います。第4部「障害福祉計画の内容」の第2章「各年度における指定サービス及び相談支援の種類ごとの量の見込み」で具体的な見込量を書きます。

委員：ノーマライゼーションの理念について、市民が理解していないので、書いて欲しい

と思います。

会 長：「第3部 障害福祉計画の理念と考え方」か「はじめに」で書きます。また、市長に答申する時に強調することも考えられます。報告書は全体的に市民に分かりやすい文章にしたいと思っています。第3部の案を於保副会長に執筆してもらっていますので、説明していただきたいと思います。

副 会 長：十分に整理ができていないので、資料としてお配りできない状態です。ポイントだけ説明したいと思っています。まず、この計画は「地域生活を送る上で、必要に応じてすべての障害のある市民が、一人も欠けることが無いように平等に暮らしていくことができるようにサービスを提供する」ということを目指しています。そのための視点は大きく5つあります。

1 すべての市民のための計画づくり

すべての障害のある市民に地域生活に必要なサービスが提供されることは、すべての市民の安心につながります。この計画は、障害に対する心のバリアを取り除き、より多くの市民の理解と自然なサポートが得られるように、すべての市民に投げかけるものとします。

2 「すべての障害のある人」が一人も欠けることのない計画づくり

この計画は、障害者手帳の有無にかかわらず同じ地域で暮らす同年代の同性の市民と同じように生活していけることを目指したサービスの構築を目指すものです。

また、障害者自立支援法が目指す地域移行の流れの中で、市外の施設に入所している人や病院に入院している人が、地域生活に移行するための受け皿づくりを進める必要があります。さらに、近年増加傾向にある自殺、ひきこもり等の社会問題に鑑み、支援体制の整備が求められています。

3 三障害同一水準の障害福祉サービスの提供

身体障害・知的障害の分野に比べ、精神障害のある人の地域生活を支えるためのサービスは、低い水準にとどまっているのが現状です。精神障害の分野における障害福祉サービスの水準の向上を目指します。

4 サービス水準の堅持

市では、これまで、近隣自治体と比較しても引けを取らない障害福祉サービスを提供してきました。障害者自立支援法の施行に合わせ、さまざまな制度の見直しがされていますが、従来のサービス水準を堅持することを目指します。

5 すべての施策における障害のある人への配慮

障害のある人へのサービスのほとんどが、障害福祉施策として提供されているのが現状ですが、障害のある人へ配慮さえすれば、一般の施策で提供することができるものも多くあります。これらの施策は、可能な限り一般の施策に移行していく必要があります。

すべての施策において障害のある人への配慮がなされることにより、すべての市民にとって暮らしやすいまちづくりにつながります。

委員：障害福祉計画は多くの市民に見てもらいたいと思います。ですので、どこに設置するかが重要だと思います。

会長：その件については第5部「推進体制」で書きます。

委員：障害の有無に関わらず、同じように生活できるようにするということが、ニュアンスが違ふと感じます。ゴールセッティングがはるか彼方にあるような気がします。すべての人が同じではないので、その人の持っている能力を最大限引き出せるように支援するというのだと思います。すべての市民が同じように生活できなければいけないというのは、ひとり一人の個性を意識していないと思います。

委員：ゴールセッティングという言葉自体が、健康な方が上から言っている気がします。視点としては、副会長のおっしゃった通りで良いと思います。健康な方がゴールセッティングする計画ではなくて、障害のあるなしにかかわらず、自主的な平等を図っていくという理念でなくてはいけません。

委員：見下しているという受け止め方をされると困ります。障害のある人が充実していると言い切れるようなことに、手助けをするということです。

会長：副会長の案は非常に高い理想を言っています。現実的なことが市民に感じ取れないのではないかという意見だと思います。

委員：障害者自立支援法には、そもそも理念がないので問題が起こります。厚生労働省に従うのではなく、府中市が独自に良い計画を作成すれば良いと思います。

会長：障害者自立支援法は、当初は障害者サービスの給付法であり、お金の出し方を決めた法律なので、自立支援という趣旨ではありませんでした。しかし、自立支援法の理念には「障害のない人もある人も、ともに暮らせる社会をつくる」と書いてあります。中身は良くないかもしれませんが、主旨は素晴らしいものです。障害者自立支援法を起草した方々は、障害者自立支援法は単なる障害福祉サービス法ではなく、まちづくりの法案であり、社会を変える法案だと書いています。

委員：主旨は良くても、定率負担がはじまるのは問題です。

委員：障害者自立支援法には問題もありますが、副会長の理念を打ち出すことは良いと思います。

会長：府中市では、これまでレベルが高い障害福祉サービスを提供してきたと思います。

委員：だれでも身体障害者、知的障害者、精神障害者になりうることをすべての市民に理解してもらいたいと思います。

- 会 長：障害福祉計画を策定することは、すべての市民にとって良いことであるということ
を掲げたいと考えています。どなたが障害を持つようになって、安心して暮らす
ことができる府中市でありたいと思います。
- 委 員：他市からもうらやましがられる計画にして欲しいと思います。
- 会 長：「すべての障害のある人」というのは、手帳所持者に限らず、難病の方なども含みま
す。一人も欠けることのない計画を目指します。
- 委 員：一人も欠けることのないということなので、就職していても家で閉じこもりになっ
ている方の復職支援なども必要になってくると思います。
- 会 長：今後、考えていきたいと思います。「すべて」には、市外の施設に入所している人も
含みます。
- 委 員：市内に入所施設を作ると良いと思います。また、すべての人が生活に喜びを感じら
れれば良いと思います。
- 会 長：就労も含め支援を充実します。最終的には、一般施策の中で、障害のある方も含め
たサービスが提供されるようになり、市役所でも障害福祉課がなくなり、それぞれ
の部門が障害のある方に対応できれば良いと思います。計画の理念と視点について
議論しましたが、抜けているものはありますか。「すべての」の中には、当然、精神
障害者も含まれており、他の障害と公平なサービスを提供するということを強調し
たいと思います。
- 委 員：日本では以前、交通事故での死亡者が年間1万人以上おり、それが問題となってい
ました。しかし、現在、自殺者は年間3万人です。この方々を救わなければいけな
いと思います。
- 委 員：副会長がおっしゃった理念には、そのような考えが入っていたと思います。
- 委 員：保健所が統廃合する前は、保健師がひきこもり、閉じこもりの人の自宅を訪問して
いました。
- 会 長：報告書には、背景として自殺者が増加していることを書いた方が良いということだ
と思います。
- 委 員：今まで良いサービスを提供してきたが、財政的な問題があり縮小せざるを得ないとい
うニュアンスが入ると、理念と離れてしまうので、障害者自立支援法により市町
村に負担がかかっているということを書き、課題として市民と共有すべきです。
- 委 員：障害者自立支援法の趣旨はすばらしいので、明確にしたうえで、制度としての障害
者自立支援法の問題を表現すべきです。
- 委 員：法律を育てていく必要があるということを書くべきです。
- 会 長：障害者自立支援法の課題を書いた上で、どのようにプラスにするかを書きたいと思
います。
- 委 員：そこで、障害のない方の理解とネットワークが必要になると思います。地域で市民
が支援することが、府中市の課題です。
- 会 長：そのようなことにも財源は必要なので、できれば市民にお金を出して欲しいと書き

たいです。いずれにせよ、最優先の課題であるということで説得できるような書き方をできれば良いと思います。

- 委員：お金がないと言っていますが、年度末には道路工事をしています。
- 会長：精神障害者の支援について、もっとご意見がある方はいますか。精神障害者が安心して地域に住める体制は、まだできあがってないと思います。
- 委員：精神障害者の不安を、すべての人が理解していないと思います。精神障害者が地域の中で自立するためには、地域全体で理解がなければいけないと思います。また、専門家による地域での長期的、継続的な服薬指導や生活指導が必要です。薬をきちんと飲まない、問題が起こりやすくなります。
- 委員：精神障害者を恐いと感じている人が多いですが、健康な人が起こしている問題のほうが多いと思います。
- 会長：報告書では、積極的に書ければと思います。住んでいる人が精神的な問題を抱えたり、不安を感じない地域づくりができれば良いと思います。
- 委員：誰もが不安を感じることはあるので、身近なところに相談できる場所が必要です。
- 委員：本人からだけでなく、支えている周りの方も相談できれば良いと思います。どのように支えるべきか悩んでいる人が多いと思いますので、専門家が具体的に指導できれば良いと思います。
- 会長：本日の議論で報告書に書くべきポイントが出てきたと思います。他に何かご意見はありますか。
- 委員：就労支援センターの職員は、常勤が2名、非常勤が2名です。その中に精神障害者担当の方がいれば良いと思います。
- 委員：就労支援センターの職員は現在2名です。相談は府中市が実施するべきだと思いますが、就労支援は実績のある関係団体などに役割分担をしながら実施するべきだと思います。
- 委員：しっかりした窓口が1つあり、支援の方向を示せば良いと思います。
- 会長：分けたことにより問題が起きているケースもあります。分けて考えることの問題性を市民にも理解してもらいたいと思います。
- 副会長：当事者団体、NPO団体の力を活用し、ネットワークを構築することが重要です。
- 会長：報告書では推進体制に書くべきだと思います。

(4) 次回日程について

- 会長：それでは、時間もありますので、本日は閉会したいと思います。今後は今回の議論も含めて、報告書を作成していきます。もし、何かご意見、ご質問があれば事務局にお伝えください。次回の日程について、事務局から説明をお願いします。
- 事務局：第7回は11月29日午後4時からを予定しています。
- 会長：本日はありがとうございました。

以上